

令和 8 年 3 月 5 日

総務部 総務課

江東区事務手数料条例の一部改正について

1 改正の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、マンションの建替え等の円滑化に関する法律及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の改正に伴い、薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の一部変更の承認申請に係る引用条項について規定を整備する。（別表第 4 関係）
- (2) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）の改正に伴い、老朽化が進んだマンションの建替えにより新たに建築又は更新されるマンションの容積率の特例許可申請に、高さ制限の特例を追加するとともに引用条項について規定を整備する。（別表第 6 関係）
- (3) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）の改正に伴い、マンションの管理に関する計画の認定申請等に係る引用条項について規定を整備する。（別表第 6 関係）

3 施行期日

公布の日。ただし、(1)については令和 8 年 5 月 1 日から、(2)については令和 8

年4月1日から施行する。

4 新旧対照表

3 ページから 5 ページまでのとおり

江東区事務手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
本則 (略)				本則 (略)			
別表第1～別表第3 (略)				別表第1～別表第3 (略)			
別表第4 保健所関係手数料 (第6条関係)				別表第4 保健所関係手数料 (第6条関係)			
事務	手数料 の名称	額	徴収 時期	事務	手数料 の名称	額	徴収 時期
(略)				(略)			
7 1	医薬品 医療機器等 法第14条 第15項の 規定に基づ く薬局製造 販売医薬品 の製造販売 に係る承認 事項の一部 変更の承認 申請に対す る審査	(略)		7 1	医薬品 医療機器等 法第14条 第13項の 規定に基づ く薬局製造 販売医薬品 の製造販売 に係る承認 事項の一部 変更の承認 申請に対す る審査	(略)	
(略)				(略)			
別表第5 (略)				別表第5 (略)			
別表第6 都市整備部関係手数料 (都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号) に基づく事務に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号) に基づく事務に係る手数料を除く。) (第6条関係)				別表第6 都市整備部関係手数料 (都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号) に基づく事務に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号) に基づく事務に係る手数料を除く。) (第6条関係)			
事務	手数料 の名称	額	徴収 時期	事務	手数料 の名称	額	徴収 時期
(略)				(略)			
8 8	マンシ ョンの建替 え等の円滑 化に関する 法律 (平成1 4年法律第 78号) 第1	要除却 認定マ ンショ ンの建 替えに より新 たに建	(略)	8 8	マンシ ョンの再 生の円滑 化に関す る法律 (平 成14年法 律第78号) 第1	要除却 認定マ ンショ ンの建 替えに より新 たに建	(略)

<p>05条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料</p>
<p>89 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の4の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>（略）</p>
<p>90 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第1項の規定に基づく管理</p>	

<p>163条の59第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料</p>
<p>89 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の14の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>（略）</p>
<p>90 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の16第1項の規定に基づく管</p>	

計画の認定の更新の申請に対する審査		
9 1 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額を合算した額 1 法第5条の7第2項において準用する法第5条の4に基づく管理計画の認定の基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項 4, 800円 2～7 (略)
(略)		

別表第7～別表第9 (略)

理計画の認定の更新の申請に対する審査		
9 1 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）第5条の17第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額を合算した額 1 法第5条の17第2項において準用する法第5条の14に基づく管理計画の認定の基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項 4, 800円 2～7 (略)
(略)		

別表第7～別表第9 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第6の88の項の改正規定 令和8年4月1日
- (2) 別表第4の改正規定 令和8年5月1日